

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部 学 務 文 書 課
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○平成二十五年宮城県告示第八号(南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例)の一部改正	(自然保護課)	一
○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	三
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	()	六
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	()	六
○生活保護法による指定介護機関の休止の届出	()	六
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	七
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(農林水産経営支援課)	七
○県営土地改良事業の換地計画に関する非農用地区域内に換地する土地の指定	(農村整備課)	八
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	八
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	九
○開発行為に関する工事の完了(三件)	(建築宅地課)	九
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(契約課)	九
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(四件)	(警察本部会計課)	一〇
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十三年分)	(選挙管理委員会)	一〇

ページ

告 示

○宮城県告示第八百三十五号

平成二十五年宮城県告示第八号(南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第十六号の次に次の七号を加える。

十七 大谷向山地区(気仙沼市本吉町大谷の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一條第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一條第四項第九号及び第十号、同条第九項第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	読 替 え 前	読 替 え 後
第十一條第四項第二号	十メートル	十三メートル
第十一條第四項第四号	千平方メートル	三百三十平方メートル
第十一條第四項第六号の表中 「第二種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十一條第四項第六号の表中 「第二種特別地域」の下欄	四十パーセント	六十パーセント
第十一條第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十一條第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	六十パーセント
第十一條第九項第三号	千平方メートル	三百三十平方メートル
第十一條第九項第七号ロ	千平方メートル	三百三十平方メートル

十八 小泉浜地区(気仙沼市本吉町今朝磯の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一條第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の

表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第九号及び第十号、同条第九項第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	読 替 え 前	読 替 え 後
第十一条第四項第二号	十メートル	十三メートル
第十一条第四項第四号	千平方メートル	三百二十平方メートル
第十一条第四項第六号の表中 「第二種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十一条第四項第六号の表中 「第二種特別地域」の下欄	四十パーセント	二百パーセント
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント
第十一条第九項第三号	千平方メートル	三百二十平方メートル
第十一条第九項第七号ロ	千平方メートル	三百二十平方メートル

十九 桐ヶ崎地区 (女川町桐ヶ崎字桐ヶ崎の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号、同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	読 替 え 前		読 替 え 後
第十一条第四項第二号	二階建	十メートル	三階建 十三メートル
第十一条第四項第四号	千平方メートル	百六十五平方メートル	

第十一条第四項第六号の表中
「第二種特別地域」の中欄
 二十パーセント | 六十パーセント || 第十一条第四項第六号の表中 「第二種特別地域」の下欄 | 四十パーセント | 二百パーセント |
| 第十一条第九項第三号 | 千平方メートル | 百六十五平方メートル |
| 第十一条第九項第七号ロ | 千平方メートル | 百六十五平方メートル |

二十 野々浜地区 (女川町野々浜字野々浜の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号、同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	読 替 え 前	読 替 え 後
第十一条第四項第二号	二階建 十メートル	三階建 十三メートル
第十一条第四項第四号	千平方メートル	百六十五平方メートル
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント
第十一条第九項第三号	千平方メートル	百六十五平方メートル
第十一条第九項第七号ロ	千平方メートル	百六十五平方メートル

二十一 原地区 (南三陸町戸倉字津の宮の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号、同条第九項第四号

及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	読 替 え 前	読 替 え 後
第十一条第四項第二号	十メートル	十三メートル
第十一条第四項第四号	千平方メートル	三百三十平方メートル
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント
第十一条第九項第三号	千平方メートル	三百三十平方メートル
第十一条第九項第七号ロ	千平方メートル	三百三十平方メートル

二十二 泊浜地区 (南三陸町歌津字田の頭の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号、同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	読 替 え 前	読 替 え 後
第十一条第四項第二号	十メートル	十三メートル
第十一条第四項第四号	千平方メートル	三百二十五平方メートル
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント
第十一条第九項第三号	千平方メートル	三百二十五平方メートル
第十一条第九項第七号ロ	千平方メートル	三百二十五平方メートル

二十三 松崎地区 (南三陸町戸倉字戸倉の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号、同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	読 替 え 前	読 替 え 後
第十一条第四項第二号	十メートル	十三メートル
第十一条第四項第四号	千平方メートル	三百三十平方メートル
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
第十一条第四項第六号の表中 「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント
第十一条第九項第三号	千平方メートル	三百三十平方メートル
第十一条第九項第七号ロ	千平方メートル	三百三十平方メートル

○宮城県告示第八百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十五年十月四日

一 通所介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
リハビリデイサービスばうむ	柴田郡柴田町下名生字剣塚四十二番地三	合同会社ハビリスヴァーム	柴田郡柴田町下名生字剣塚四十二番地三	平成二十五年六月一日
杜の風七ヶ浜	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字小田十三番地三十	株式会社東宮の杜	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字小田十三番地三十	平成二十五年八月一日
よつてがいん	石巻市渡波字新千刈百四十一	特定非営利活動法人お茶っこケア	石巻市渡波字新千刈百四十一	平成二十五年八月一日
デイサービスまりやの家	栗原市金成小迫高見山七番一号	社会福祉法人アガファイヤの郷	栗原市金成小迫高見山七番一号	平成二十五年四月一日
茶話本舗デイサービス花楓	大崎市古川駅東一丁目四一七十	株式会社希南	大崎市古川沢田字古館前三一	平成二十五年七月十五日

二 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ショートステイくるみ	大崎市古川若葉町一丁目七番二十三号	有限会社メープル	仙台市若林区白萩町三十番八号	平成二十五年六月一日

三 認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
グループホームまりやの家	栗原市金成小迫高見山七番一号	社会福祉法人アガファイヤの郷	栗原市金成小迫高見山七番一号	平成二十五年四月一日

四 特定施設入居者生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
介護付有料老人ホームルポたけくま	岩沼市たけくま一丁目二十番二号	株式会社ウエル	仙台市若林区大和町五一六一二十六	平成二十五年八月一日

五 居宅介護支援事業

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ケアプランセンターせくれ	登米市迫町新田字狼ノ欠二十番四百二十	社会福祉法人ふれあいの里	登米市迫町新田字対馬五十一番七	平成二十五年七月一日
居宅介護支援事業所まりやの家	栗原市金成小迫高見山七番一号	社会福祉法人アガファイヤの郷	栗原市金成小迫高見山七番一号	平成二十五年四月一日

六 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
有限会社太陽デイサービスセンター	柴田郡大河原町字新桜町四番地四	有限会社太陽デイサービスセンター	柴田郡大河原町字新桜町四番地五	平成二十五年七月一日
リハビリデイサービスばうむ	柴田郡柴田町下名生字剣塚四十二番地三	合同会社ハピリスヴァーム	柴田郡柴田町下名生字剣塚四十二番地三	平成二十五年六月一日
杜の風七ヶ浜	宮城県七ヶ浜町東宮浜字小田十三番地三十	株式会社東宮の杜	宮城県七ヶ浜町東宮浜字小田十三番地三十	平成二十五年八月一日
よつてがいん	石巻市渡波字新千刈百四十一	特定非営利活動法人お茶っこケア	石巻市渡波字新千刈百四十一	平成二十五年八月一日
ヘルスケアショップばんぶきん倶楽部	石巻市蛇田字新金沼三百六十三番地	ばんぶきん株式会社	石巻市丸井戸三丁目三番八号	平成二十五年九月一日
ユースポはつらつデイサービス	宮城県岩沼市藤浪二丁目一番十一号	株式会社ユースポーツライフ	名取市増田一丁目十四番二十号	平成二十五年八月一日

七 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホームこころの樹	塩竈市北浜四丁目六番十三号	社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会	塩竈市北浜四丁目六番五十二号	平成二十五年三月十五日
シヨートステイくるみ	大崎市古川若葉町一丁目七番二十三号	有限会社メーブル	仙台市若林区白萩町三十番八号	平成二十五年六月一日

八 介護予防特定施設入居者生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
介護付有料老人ホームポたけくま	岩沼市たけくま一丁目二十番二号	株式会社ウエル	仙台市若林区大和町五一六―二十六	平成二十五年八月一日

九 特定福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ヘルスケアショップばんぶきん倶楽部	石巻市蛇田字新金沼三百六十三番地	ばんぶきん株式会社	石巻市丸井戸三丁目三番八号	平成二十五年九月一日
星陵ケアセンター	大崎市古川南町三丁目一番十号	有限会社星陵介護サービス	大崎市古川南町三丁目一番十号	平成二十五年八月一日

十 特定介護予防福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ヘルスケアショップばんぶきん倶楽部	石巻市蛇田字新金沼三百六十三番地	ばんぶきん株式会社	石巻市丸井戸三丁目三番八号	平成二十五年九月一日
星陵ケアセンター	大崎市古川南町三丁目一番十号	有限会社星陵介護サービス	大崎市古川南町三丁目一番十号	平成二十五年八月一日

○宮城県告示第八百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十五年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
老人保健施設リバーサイド春圃	気仙沼市錦町二丁目五十二番九	医療法人くさの実会	気仙沼市浪板百四十	平成二十五年七月一日
グループホーム希慈	石巻市渡波字浜曾根山二十番地	株式会社ケアサービス希慈	石巻市渡波字浜曾根山二十番地	平成二十五年六月十五日
	石巻市新成三丁目九番十七	株式会社ケアサービス希慈	石巻市新成三丁目九番十七	
新	気仙沼市館山一丁目一番四十三号		気仙沼市館山一丁目一番四十三号	

○宮城県告示第八百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十五年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日

居宅介護支援事業所まりやの家	栗原市金成小迫高見山七番一号	社会福祉法人まりやの家	平成二十五年三月三十一日
デイサービスまりやの家	栗原市金成小迫高見山七番一号	社会福祉法人まりやの家	平成二十五年三月三十一日
グループホームまりやの家	栗原市金成小迫高見山七番一号	社会福祉法人まりやの家	平成二十五年三月三十一日

○宮城県告示第八百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり休止した旨届出があった。

平成二十五年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	休止年月日
アースサポート塩釜	塩竈市旭町十八番十三号	アースサポート株式会社	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成二十五年九月十日

○宮城県告示第八百四十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十五年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十五年十一月十九日	大和町全域	午前十時から午後二時三十分まで	大和町保健福祉総合センター（ひだまりの丘）
同日十一月二十日	大和町全域	午前十時から午後二時三十分まで	大和町保健福祉総合センター（ひだまりの丘）
同日十一月二十一日	大和町全域	午前十時から正午まで	大和町保健福祉総合センター（ひだまりの丘）

○宮城県告示第八百四十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十五年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区名称	区域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第十一加入区	平成十九年宮城県告示第百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定）	平成二十五年九月四日	石巻市小測浜小測六十九 木村 忠良 石巻市小測浜向田二十 布川 章義	漁業災害補償 法施行令（昭和三十九年政令第百九十三号）第十八条の四に規定するのり養殖業	三人

宮城県漁業協同組合の表浜

支所の地区

○宮城県告示第八百四十二号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業大川地区について樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、非農用地区域内に換地する土地として指定した。
 平成二十五年十月四日

土地の表示

宮城県知事 村 井 嘉 浩

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積 m ²
石巻市	福地	大正	二二二	田	田	八六二
同	同	同	二三三	同	同	一、〇二一
同	同	同	二四四	同	同	一、〇二一
同	同	同	二五五	同	同	一、〇二一
同	同	同	二六六	同	同	一、〇二一
同	同	同	二七七	同	同	一、〇二一
同	同	同	三〇〇	同	同	九九一
同	同	同	三一三	同	同	一、〇二一
同	同	同	三二二	同	同	一、〇二一
同	同	同	三三三	同	同	一、〇二一
同	同	同	三四一	同	同	一、〇〇七
同	同	同	六〇一	同	同	一、〇一一
同	同	同	六四一	同	同	一、〇一一

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	針岡	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
別荘	同	昭和	国土	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八五一	四六一	四一八一	一三二一四三	三〇五一二	一七七一	一七六一	一七二一	一七一	一四六	一四五	一〇一一	九八一	九七一	九六一	九五	六八一	六五一	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、〇〇七	一、〇二二のうち七〇二	八六九	八九二	六七	一、〇四四	一、〇四三	三九九	五五八	一、〇〇八	一、〇〇八	八六九	一、〇〇八	一、〇〇八	一、〇〇八	七一六	五三〇	一、〇一一	同	同	同

○宮城県告示第八百四十三号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十五年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
気仙沼市磯草三九七の二（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百四十四号

塩竈市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
1 種類 仙塩広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 2 名称 港町地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 二 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
名取市上余田字千刈田七百六十一番、七百六十七番、七百七十七番及び七百八十二番並びに六百三十六番一地先の水、七百六十一番地先の道及び七百六十一番地先の水の各一部

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市宮城野区榴岡四丁目二番三号

東北ミサワホーム株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
岩沼市押分字間畑十番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
岩沼市里の杜三丁目二十番二十号

中山 広明

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
牡鹿郡女川町浦宿浜字安住三十七番一の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿八十一番地の一
浦宿万石浦住宅十一号

紺野 貴之

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る建設工事の名称 拓桃医療療育センター・拓桃支援学校新築工事（二十五保四四〇一 A〇五号）
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十五年九月二十日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 大成・橋本店・同事特定建設工事共同企業体 代表者 大成建設株式会社 東北支店 仙台市青葉区一番町三丁目一番一号

- 五 落札金額 三十二億九千四百万円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札（総合評価落札方式（標準型（施工計画型）））
- 七 入札の公告を行った日 平成二十五年七月二十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 一〇番管理システム用機器等賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年七月二十五日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋二丁目十五番

十二号

五 落札金額 六億四千九十八万七千二百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年六月十四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 大型画面システム用機器類賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年七月二十五日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋二丁目十五番

十二号

五 落札金額 一億二千九百二十五万八千八百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年六月十四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 広報用インターネットシステム賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年九月四日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション(株) 東京都港区芝

五丁目二十九番十一号

五 落札金額 六千九百三十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年七月十九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 プリンタ賃貸借（PR25） 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十五年九月六日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション(株) 東京都港区芝

五丁目二十九番十一号

五 落札金額 四百四十六万四千百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十五年七月三十日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成二十三年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十四年宮選管告示第百二十七号の一部を次のとおり改める。

平成二十五年十月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

渡辺よしお後援会の平成二十三年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 0円」や「1 収入総額 250,000円」に於て、

「1 収入総額 250,000円」の次の行に、

「本年収入額 250,000円」を加える。

2 支出総額中

「2 支出総額 0円」や「2 支出総額 75,814円」に於て、

「2 支出総額 75,814円」の次の行に、

「3 本年収入の内訳」

「寄附 250,000円」

「個人分 250,000円」

「4 支出の内訳」

「政治活動費 75,814円」

「組織活動費 75,814円」

「5 寄附の内訳」

「(個人分)」

「渡辺 良雄 250,000円 黒川郡大和町」を加える。